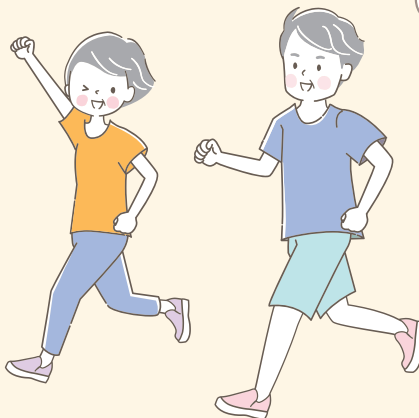
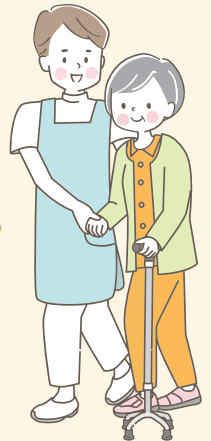


にしのみやし  
西宮市  
しょうがいふくし  
障害福祉  
すいしんけいかく  
推進計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6年度-令和11年度

わかりやすい版



れいわ ねん がつ  
令和6年3月

しょうがいふくしすいしんけいかく

# 障害福祉推進計画とは

しょうがいふくし

## 障害福祉とは？

にしのみやし しょうがい ひと せいかつ しごと てだす  
西宮市では、障害のある人の生活や仕事を手助けする、  
さまざまな取り組みを行っています。例えば、困ったとき  
に相談できる窓口を作ったり、障害のある人の家事や外  
出を助けたり、差別をなくそうとみんなに呼びかけたり  
などです。こうした取り組みを「**障害福祉**」と呼びます。



けいかく

りゆう

## この計画をつくる理由

けいかく しょうがい ひと ひと だれ い  
この計画は、障害のある人もない人も、誰もがともに生  
き、ともに支えあい、安心して自分らしく暮らし続けら  
れるまちづくりをめざして、西宮市が作りしました。  
これから、西宮市がどのような「障害福祉」の取り組みを  
やっていくのかについて、**誰もが知ることができる**  
**よう**にまとめています。



けいかく

## この計画がめざすこと

けいかく しょうがいふくし と く すす みらい にしのみやし  
この計画では、障害福祉の取り組みを進めていくことで、**未来の西宮市**が、  
しょうがいのあるなしによって分けられることがなく、誰もがともに生き、ともに支えあうま  
ちになることをめざしています。

い ささ  
**ともに生き ともに支えあう**  
きょうせい にしのみや  
**共生のまち 西宮**



# にしのみやし く 西宮市に暮らす しょうがい ひと 障害のある人

## しょうがいふくし てだす ひつよう ひと 障害福祉の手助けが必要な人

- 令和5年4月1日現在、西宮市には、483,559人の人が暮らしています。
- このうち、身体障害のある人は15,304人、知的障害のある人は4,743人、精神障害のある人は4,332人です。
- 西宮市で暮らす人のうち、20人に1人が障害のある人ということになります。

にしのみやし じんこう 西宮市の人口	しんたいしょうがい ひと 身体障害のある人	ちてきしょうがい ひと 知的障害のある人	せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人
483,559人	15,304人	4,743人	4,332人

うえで紹介した人数は、自分の障害について、市役所に伝え、障害福祉の手助けを受けるための手続きをした人（**障害者手帳を持って**いる人）の人数です。



その他にも、西宮市には、心の病気や障害のために、病院や診療所に通う費用の助けを受けている人が7,693人、原因や治療方法がまだわかっていない難病にかかっている人が4,125人います。こうした人たちも**障害福祉の手助けを受けることができます。**

## ひつよう これから必要なこと

- 障害福祉の手助けが必要な人はだんだん増えてきています。
- また、本当は手助けを必要としているのに、障害福祉についてよく知らなかったり、市役所で手続きをしていなかったりして、手助けを受けられずにいる人もいるかもしれません。
- **手助けが必要な人に、きちんと手助けが届くよう、みんなで取り組んでいくことが必要です。**



# にしのみやし と く 西宮市が取り組むこと

## と く すす かた 取り組みの進め方

にしのみやし しょうがいふくし おお わ と く  
西宮市は、障害福祉のさまざまなことを大きく3つに分けて取り組みます。

1

きぼう い かた  
**希望する生き方。**  
く じつげん  
**暮らしの実現**

2

こじん  
**個人の**  
そんげん そんちよう  
**尊厳の尊重**

3

きょうせい  
**共生の**  
すいしん  
**まちづくりの推進**

1

## きぼう い かた と く じつげん 希望する生き方・暮らしの実現で取り組むこと

### きほんしさく ちいき と ささ せいかつしえん じゅうじつ 基本施策1 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- しょうがい ひと しせつ びょういん と ひつよう てだす せい  
● 障害のある人が、施設や病院ばかりで暮らすのではなく、必要な手助けや生活の訓練を受けながら、住みたい場所で生活できるようにします。
- かんせんしょう りゅうこう さいがい お あんぜん まち  
● 感染症が流行したときや災害が起きたときに、安全を守れるようにします。

### きほんしさく しゅうろう こうちん こうじょう かん しえん じゅうじつ 基本施策2 就労と工賃の向上に関する支援の充実

- はたら かた はたら ぼしょ えら てだす  
● いろいろな働き方や働く場所を選ぶための手助けをします。
- しょうがい ひと あんしん はたら かいしゃ ふ  
● 障害のある人が安心して働くことのできる会社などを増やします。✧
- じぎょうしょ はたら ひと しゅうにゅう こうちん ふ  
● 事業所で働く人の収入（工賃）を増やせるようにします。



### きほんしさく おう りょういく はったつしえん じゅうじつ 基本施策3 ライフステージに応じた療育・発達支援の充実

- こども せいちょう あ ひつよう てだす う  
● 子供の成長に合わせて、そのときに必要な手助けが受けられるようにします。
- しょうがい こども かぞく そうだん  
● 障害のある子供とその家族が、いつでも相談しやすいようにします。
- しょうがい こども こども おな がっこう いっしょ まち  
● 障害のある子供もいない子供も、同じ学校で一緒に学ぶことができるようにします。



## 2

## 個人の尊厳の尊重で取り組むこと

## 基本施策4 相談支援・権利擁護支援体制の充実

- 相談ができる窓口があることをみんなに知らせ、どんな障害のある人でも相談しやすいようにします。
- 障害のある人が、自分の受けられる手助けについて、きちんと知ることができるようになります。
- 障害があることを理由に、差別や虐待を受けることがないように、障害のある人の権利を守ります。



## 3

## 共生のまちづくりで取り組むこと

## 基本施策5 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- 障害のある人もない人も、ともに暮らし、ともに活躍する社会をつくるために、障害のある人の暮らしや困っていることなどについて、たくさんの人に知ってもらえるようにします。
- 地域の人たちと協力して、みんなで問題を解決し、誰もが暮らしやすいまちづくりをします。



## 基本施策6 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

- 障害のある人や手助けをする人が集まって、いろいろな問題や悩み、解決の方法について、話しあいをします。
- たくさんの方が会議に参加して、つながりを強めて、西宮市の障害福祉をより良いものにします。



# 2026年までに達成すること

しょうがい ひと しせつ で ちいき せいかつ  
障害のある人が、施設から出て、地域で生活ができるようにする

- 施設を出て、地域での生活を始める人の数



14人増やす

- 施設の中で暮らしている人の数



12人減らす

しょうがい ひと かいしゃ はたら  
障害のある人が会社などで働けるようにする



- 手助けを受けて、会社などに就職する人の数



90人増やす

- 会社などで働き続けられるように手助けするサービス（就労定着支援）を使う人



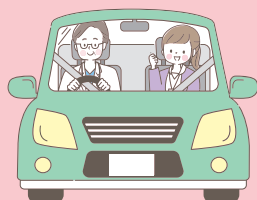
54人増やす

しょうがい こども せいちょう てだす う  
障害のある子供が成長の手助けを受けられる

- 医療的ケアが必要な子供への手助けを調整する人



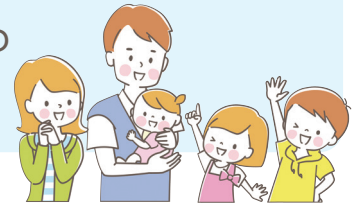
1人増やす



# けいかく すす 計画を進めるために

この計画は、市役所だけでなく、市民・障害福祉の仕事をしている会社などの多くの人の協力によってすすめられます。計画がどこまで進んでいるかを毎年確認し、必要があれば内容を見直して、より良いまちづくりにつなげます。

「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」をつくっていくためには、みなさんの協力が必要です。あなたの身の回りや、ふだんの生活の中で、何かできることはないか、考えてみてください。



## こま そうだん 困ったときに相談するところ

障害について困っていることや、相談したいこと、もっと知りたいことがある人は、次の場所に相談してください。

にしのみやしやくしょ せいかつしえんか  
西宮市役所 生活支援課

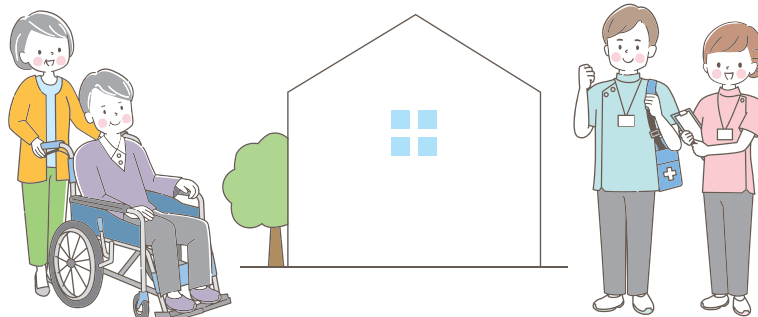
でんわ 電話:0798-35-3130 ファックス:0798-35-5304

しょうがいしゃそうごうそうだんしえん  
障害者総合相談支援センター にしのみや

でんわ 電話:0798-37-1300 ファックス:0798-34-5858

しょうがいしゃそうごうそうだんしえん ほうふまどぐち  
障害者総合相談支援センター にしのみや北部窓口

でんわ 電話:078-903-1920 ファックス:078-903-1753



# 障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすくなるために

西宮市では、障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすいまちをつくるため、

「西宮市障害者共生条例」(みんなが守るきまり)をつくりました。

この条例では、つぎの4つの考え方を大事にしています。

## 西宮市障害者共生条例

- ① 障害のある人もない人も社会の一員として、お互いを大切にします。
- ② 市民と市役所の人とお店の人が協力して、障害を理由とする差別がなくなるようにします。
- ③ 手話は日本語や英語と同じように、言葉(言語)であり、大事に受け継がれてきたものなので大切にします。
- ④ 手話や点字など、いろいろなコミュニケーションの方法で情報を得たり、伝えたりできるようにします。

この計画について、もっと詳しく知りたい人は、西宮市のホームページで計画の全体を読むことができます。

西宮市障害福祉推進計画で検索

西宮市障害福祉推進計画

【第7期西宮市障害福祉計画・第3期西宮市障害児福祉計画】

わかりやすい版

西宮市 健康福祉局 福祉部 障害福祉課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

電話:0798-35-3147 ファックス:0798-35-5300